第二　指定製品の製造業者等が取り組むべき事項について

1　エアコンディショナー（指定製品であるものに限る。第二２及び３において同じ。）の製造業者等は、フロン類の製造業者やフロン類使用製品の管理者と連携し、安全性、経済性、健康影響等に配慮しつつ、フロン類を使用しない製品や環境影響度の低い冷媒等を用いた製品の開発及び商品化に努めるものとする。また、オゾン層の破壊をもたらさず、かつ、地球温暖化に深刻な影響をもたらさないこと（ノンフロン・低ＧＷＰ化）を達成した製品群については、その状態を維持するものとする。さらに、開発した製品の安全性等の関連情報の収集・提供等に努めるものとする。

2　エアコンディショナーの製造業者等は、製品の設計及び製造等に当たっては、施工事業者等とも連携し、フロン類の充塡量の低減、一層の漏えい防止、回収のしやすさ等に配慮するとともに、これらの情報を開示し、消費者の商品選択の際の参考情報として活用できるよう努めるものとする。

3　エアコンディショナーの製造業者等は、施工事業者等とも連携し、エアコンディショナーの管理者や消費者にもフロン類使用製品に係る使用の合理化や管理の適正化への取組の必要性について容易に理解が可能な表示の充実に努めるものとする。

第三　表示事項等

次の表の第１欄に掲げる製品の製造業者等は、同表の第１欄に掲げる製品の区分ごとに、次の事項を表示するものとする。

製品の区分	本体への表示事項	カタログへの表示事項	その他遵守事項
家庭用エアコンディショナー	①使用するフロン類等の種類、数量及び環境影響度 ②品名及び形名 ③製造業者等の氏名又は名称	・本体への表示事項 ・目標値及び目標年度	・フロン類等の数量は、キログラム単位で表示すること（ただし、当該製品に使用されたフロン類等の数量が１キログラム未満の場合は、グラム単位で表示することができる。）
店舗・事務所用エアコンディショナー	①使用するフロン類等の種類、数量及び環境影響度（法第87条に基づき当該事項に関して表示を行っている場合を除く。） ②品名及び形名 ③製造業者等の氏名又は名称	・本体への表示事項 ・目標値及び目標年度	・フロン類等の数量は、キログラム単位で表示すること（ただし、当該製品に使用されたフロン類等の数量が１キログラム未満の場合は、グラム単位で表示することができる。）
自動車用エアコンディショナー	①使用するフロン類等の種類、数量及び環境影響度（法第87条に基づき当該事項に関して表示を行っている場合を除く。） ②当該製品が搭載される乗用自動車の製造事業者等の氏名又は名称	・本体への表示事項 ・当該製品が搭載される乗用自動車の車名及び型式 ・目標値及び目標年度	・フロン類等の数量の単位は、グラム単位で表示すること

附　則

この告示は、平成27年４月１日から施行する。ただし、第三の規定は、平成27年10月１日から施行する。

○経済産業省告示第五十一号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第十一条第一項及び第十四条の規定に基づき、冷蔵機器及び冷凍機器の製造業者等の判断の基準となるべき事項を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日　　経済産業大臣　宮沢　洋一

冷蔵機器及び冷凍機器の製造業者等の判断の基準となるべき事項

第一　環境影響度の目標値及び目標年度

1　コンデンシングユニット等

経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成27年経済産業省令第29号。以下「規則」という。）第３条に規定するコンデンシングユニット等（以下単に「コンデンシングユニット等」という。）の製造業者等（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号。以下「法」という。）第２条第７項に規定する者をいう。以下同じ。）は、次の表の左欄に掲げる区分ごとに、目標年度（次の表の右欄に掲げる年の４月１日から翌年３月31日までをいう。）以降の各年度において国内向けに出荷する製品に使用されたフロン類及びフロン類代替物質（以下「フロン類等」という。）の環境影響度（地球温暖化への影響の程度であって、フロン類等の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき経済産業大臣が定める係数（平成27年経済産業省告示第54号）で表されたものをいう。以下同じ。）の低減について、環境影響度を製造業者等ごとの出荷台数で加重平均した値が、次の表の中欄に掲げる値を上回らないようにすること。ただし、試験研究のためのものであって、特殊な構造を有するものは、この限りではない。

区分	環境影響度の目標値	目標年度
コンデンシングユニット等	1500	2025

2　中央方式冷凍冷蔵機器

規則第３条に規定する中央方式冷凍冷蔵機器（以下単に「中央方式冷凍冷蔵機器」という。）の製造業者等は、次の表の左欄に掲げる区分ごとに、目標年度（次の表の右欄に掲げる年の４月１日から翌年３月31日までをいう。）以降の各年度において国内向けに出荷する製品のフロン類等の環境影響度の低減について、環境影響度を製造業者等ごとの出荷台数で加重平均した値が、次の表の中欄に掲げる値を上回らないようにすること。

区分	環境影響度の目標値	目標年度
中央方式冷凍冷蔵機器	100	2019

3　フロン類等の環境影響度の算定に係る特例

上記１において、製造業者等が国内向けに出荷する製品が多元冷凍方式のものである場合にあっては、次の算式により算定した環境影響度（その環境影響度に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を、当該製品に使用されたフロン類等の環境影響度とする。

算式

Ｇ＝（Ｇ１×Ｗ１＋Ｇ２×Ｗ２）÷（Ｗ１＋Ｗ２）

算式の符号

Ｇ　環境影響度

Ｇ１　低温側に使用されたフロン類等の環境影響度

Ｇ２　高温側に使用されたフロン類等の環境影響度